

認知症と成年後見制度は表裏一体！

～おいじたくのススメ～

目的

令和5年6月に「認知症基本法」が制定され、その12月には、認知症と向き合う幸齢社会実現会議が意見の取りまとめを发出了しました。それによりますと、地域で支え合う体制づくりとして、早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境の整備などが挙げられ、一方で、独居高齢者等の意思決定支援を補完する仕組みづくりなどが課題とされました。

成年後見制度には、法定後見と任意後見の2種類がありますが、どちらも認知症問題は、大きく関わってきます。認知症の有る、無し、有ってもその程度により、成年後見制度利用の形態は変わってきます。そのため、法定後見と任意後見の違いを理解しておくことは、今後の支援、或いは意思決定支援を行うにあたっては、重要なことです。また、意思決定支援者(チーム)には、医療職や介護職だけでなく、法務職(行政書士、司法書士、弁護士)もいます。

今回は、特に、本人が元気な時に使える(移行型)任意後見(生前事務委任契約+任意後見契約+死後事務委任契約)の概要を中心に、成年後見制度の解説をします。

日時

令和7年 **3月15日(土)** 午後2時～3時30分(予定)

会場

此花会館4階402・403号室 大阪市此花区西九条5-4-24

対象

医療職、介護職、法務職、民生委員児童委員はじめ市民の方

定員

・対面(会場参加)50名程度 ・リモート参加500名まで

内容

挨拶・座長 **板東 博志** 先生(此花区医師会長)

講師 **田中 忠徳** 氏(此花区医師会顧問、社会福祉士、行政書士、
公認もしバナ・マイスター)

申込み

- ① 対面参加される場合は此花区医師会 FAX 06-6462-3262 までお申込み
- ② リモート参加の場合は Zoom ウェビナーにて登録

主催

此花区医師会 TEL **06-6462-0572**

令和6年度 認知症等高齢者支援地域連携研修会【ハイブリッド方式】

認知症と成年後見制度は表裏一体！

～おいじたくのススメ～

日時 令和7年 **3月15日(土)** 午後2時～3時30分（予定）

会場 此花会館4階402・403号室 <ハイブリッド方式>

大阪市此花区西九条5-4-24

対象 医療職、介護職、法務職、民生委員児童委員はじめ市民の方

■リモート(Zoom ウェビナー)の参加ご登録

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_eNluJFS9TweNA2KqLIP80A



※リモート参加の方は、URL、QRコードにてご登録ください

■会場参加の方は、3月7日までにFAXにてお申し込みください

会場参加での申込み先 ▶ **此花区医師会 FAX 06-6462-3262**

事業所名

電話番号

お名前	職種

お問合せ先 此花区医師会 TEL 06-6462-0572

FAX 06-6462-3262